

協定項目番号	08	地方税の取扱い
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 釧路市の都市計画税</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 市町民税 個人市町民税は標準税率を採用。 また、法人市町民税は制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぐ。</p> <p>(2) 固定資産税</p> <p>(3) 軽自動車税</p> <p>(4) 市町たばこ税</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 固定資産の評価 釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける。 ア 在来分家屋評価は合併後5年程度で調整 イ 新增築家屋評価は新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う</p> <p>(2) 鉱産税</p> <p>4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 入湯税</p>		